



<北海道日高の若駒>


北海道行政書士会報

発行所
 札幌市大通西6丁目
 北海道行政書士会
 T 33881・20545
 振替口座小樽8224
 印刷所
 株式会社 正文舎印刷所
 札幌市菊水西町2丁目
 電話 7151~3番

十勝支部 〃 9号 山田 精一 上士幌町字上士幌
 〃 19日 入会・沢田春治(函館)
 行政書士制度PRのため手稲町役場訪問
 渡辺、藤山正副会長、渡辺町長(道庁村長)

第二正号
会報もくじ

年頭の挨拶	渡辺会長	2
日行連会議報告	藤山副会長	3
◇八支部代表者会議		
◇臨時総会		
年頭所感	荒支部長	4
誌上講座	沢田先生	5
◇戸籍法について	第三講	
会務報告		7
◇第四回実行委員会		
◇第六回常任理事会		
◇非行政書士対策について		
実務資料	渡辺会長	9
◇印紙税のしおり		
支部だより		11
◇連絡協議会—小樽支部長		
◇業務研修会—旭川支部長		
会員異動		12
◇入会者、転出入者、死亡者		
◇退会者、処分退会者、休業		
◇事務所変更		
揭示板		12
◇行政書士登録		
◇行政書士登録まつ消		
◇行政書士試験合格		
◇町制施行の二村		
◇良書推せん		
◇斡旋物資価格表(折込み)		
日誌		13

発行所
 札幌市大通西6丁目
 北海道行政書士会
 TEL 33881
 振替口座
 印刷所
 株式会社 正文舎印刷所
 札幌市菊水西町2丁目
 電話 7151



年頭の挨拶

北海道行政書士会

会長 渡 辺 慶 吉

新年おめでとうございます。若駒の駆けるが如き活達な新春を迎え皆様の隆昌発展を心から御祈り申し上げます。昭和四十年は我々には記念すべき年でありました。会員数は遂に五百名突破の盛況に達し行政書士法施行十五周年を迎えて盛大にその記念式典を挙行することが出来ました。行政書士制度の確立を祝福し、業界多年の功労者の顕彰記念大会等の行事を実施して、行政書士法並びに行政書士会の認識を一般に広め、会員相互の融和親睦を深め、会の結束を一段と強化し得ましたことは誠に同慶に堪えないところ、偏に執行部の御協力は勿論ながら、主管当局の御理解ある御指導、全員の絶大なる御協力のおかげで、ここに改めて深く感謝の意を表する次第であります。

私は会創立当初から引続き会長の重責を

果たし、不承に於ては御指導を蒙り、

行部の御指導を待み、役員会の決議に基づいて微力を献げて参りました。特にかくれたる闇業者に対してはいろいろと防止対策を講じその都度会報で御報告申し上げました通り、是正の出来た面も多々ございますが、未だその悩みの絶えないことは誠に遺憾に堪えない次第であります。然しながら之が是正の出来ない限り業界の繁栄も会の発展もあり得ないと存じますので会員の御協力を切に望む次第であります。会員の手が及ばないために闇業者の跋を許す例もあるやに聞き及ぶますので、業務の研修には特に励み、積極的に業務を吸収するよう努力せられ、また違反者を発見した場合、その実証を調査確認して、具体的に本会へ文書報告下さるよう御願ひ申し上げます。新春に当り皆様の御多幸を御祈り申し上げます。

◇ 日行連会議報告

静岡市において去る二月十日、十一日開催された標記の会議に出席した経過を別項のとおり報告いたします。

北海道行政書士会副会長
日本行政書士会連合会常任理事
藤 山 利 夫

日行連八支部代表者会議

日時 四十年十二月十日 午後四時~七時
会場 静岡県静岡市伝馬町 旅館 安田屋
出席者 北海道 藤山、東北 細川、関東 浅井
近畿 民谷、中部 佐野、四国 岡井
九州 岡部、中国(欠席) 以上七名
オブザーバー庄司(三重) 大野(岐阜)
三原(愛知) 外二名
八支部代表者議長 佐野中部支部長挨拶
第一回支部代表者会議において議長に選任され、以来副議長と協議の上業務を執行し明日開催の臨時総会に至った。

開催地静岡県会長 浅井関東支部長挨拶
十一月七日、関東支部長山下、千葉県会長兼任に伴い後任として関東支部長に選出され、支部代表者会議に加わり今回佐野議長の要請によって本日の支部代表者会議、また明日の臨時総会会場を設営したものである。

議 事
一、会則変更案の審議
支部代表者議長、副議長の作成案として提出されたもので、会則全般に亘り慎重審議の必要ありとして東北、北海道の意見あり、決議するに至らず、新役員決定の上、次期定時総会に附議することにし参考資料とする。

臨時総会開催について

二月十一日の臨時総会次第について、支部代表者が執行部たる責任を有し、各分担等について審議された。十二月十一日 午前九時~十一時
臨時総会開催について
昨夕迄審議した点でなお不備な部分を検討し、この臨時総会を円満に終了させ将来の明るい連合会運営を図るため七代表者によって充分話し合の上、一応の諸準備は完了した。

十二月十一日 午後六時~八時

総会の円満終了後新役員と支部代表者によって懇談会を開催、出席した。

日行連臨時総会

日時 四十年十二月十一日 午後一時~五時
会場 静岡市静岡県民会館三階
出席者 出席四六名
委任状三十一名(うち本道委任状六名)

- ・総会の次第
一、地元会長の挨拶
二、連合会長の挨拶
三、正副議長の選出(議事録署名人選出)
四、決算特別委員会の決算報告
五、八支部代表者会議の経過報告
六、臨時予算案提出
七、役員を選出
八、新役員の挨拶
九、その他提出議案審議の件
地元静岡県山本副会長の司会により開会
一、浅井関東支部長(静岡県会長)の挨拶(要旨)
支部代表者会議の申し入れにより会場を引受けたが今回は臨時総会であり専ら議案審議に時間を必要とする

謹賀新年

Table listing names and titles of members and officials, including roles like 会長, 副会長, 監事, etc., and their names in kanji and romaji.

るので、何の風情もないが会議終了後、静岡市を良く知ってお帰り願いたい。

連合会の諸種の問題收しゅうのため今日の臨時総会を開催するに至ったものであるが、この間特別の甚力を頂いた支部代表者会議並びに今日の会場設営に当られた地元静岡会に対し厚く感謝すると共に今後連合会が皆様方の協力により、連合会らしい在り方をしよう愛会の精神で有終の美を飾るように至りたいと思う。どうか将来に過根を残さないものとして頂きました。

連合会長挨拶に關連し「招集通知、招集権者」等について質問あるも進行動議によりこれを打切り

- 三、議長副議長の選出
議長 浅井静岡県会長
副議長 種本兵庫県会長
浅井議長より本日の議事は連合会の前進を目的としているので、質問はこれを考慮した建設的なものとして貰いたい旨挨拶があり、次いで議事録署名人名に愛媛県会長、群馬県会長 を選出
テープコーダー使用
四、決算特別委員会清丸委員長の報告
決算特別委員会第一回三九、九、二〇、第二回四十年十月十日と開催し別紙報告書のとおり法改正と臨行調関係費用は妥当なるものと承した。不足金の処置は提出によって相殺される目安があるが本日決議の上納入に努力を願いたい。
これに対し、収支明細書を提示せよ等二、三の質問がなされたが清丸委員長の詳細説明と前法改正、議長佐野支部代表者の説明により諒解し経過報告の議案は承認された。
五、八支部代表者会議佐野議長長の報告
本年第五回四国総会で代表者会議長が出来九月四日

があつたり、学齢に達した後のもの、その他法務局

出前であつても、用として、その旨を、

東京に於いて第一回の会議を開催し議長、副議長を選任し、この他相談役五名を置いて幾回となく会議をして今日の臨時総会を開催するに至った旨報告。

これに対し会費の徴収方法、十一月中旬に開催すべき総会が十二月になった理由など質問がなされたが、更にその経過を説明され諒解し経過報告は承認された。

(注)この報告により八支部代表者会議は解散したことになる。

六、四十年年度臨時予算案

提案者佐野氏より別紙予算案を朗読

この予算案は収入に見合う支出を提示したに過ぎず本日選出される新役員によって事業計画に基づき新予算案を打出し実際に即応した処置をされたい旨を述べ承認さる。

七、役員を選出

第五回総会において辞任申出中の会長一名、副会長三名、幹事一名の選出。

議長 会長その他の役員選出方法をはかる。

A、選考委員での意見多数

B、選考委員は八支部長或いは代表者とする。

C、会長の選任をなし、会長を含めて副会長の選出することに賛成多数。

選考委員は別室においてその間暫時休憩を宣す

新役員

会長 清丸 頭雄(東京都会長)
副会長 藤野 一郎(東京都副会長)
〃 浅井 光義(静岡県会長)
〃 佐野 金一(愛知県会長)

選考委員 北海道 藤山、東北 細川、関東 浅井 中部 佐野、近畿 加藤、四国 岡井 九州 岡部、中国(欠)以上七名

ります。 どうぞ本年も旧に倍して会長をはじめ執行部、会員の諸先生方の御指導御鞭撻をお願い致します。皆様の御多幸をお祈り申し上げまして年頭の所感に代えさせていただきます。

誌上講座

戸籍法について(第三回)

旭川市役所市民課

沢 田 孝

養子縁組

一、養子縁組の意義

養子縁組は、嫡出でない者に対し、縁組当事者間に嫡子と同一の法律関係を作ることと目的とする身分行為であつて、その届出は届出によって効力を発生する所謂創設的届出である。勿論当事者間の合意があることが絶対的の要件である。

二、養子制度の沿革

我が国の養子縁組制度は家族制度を維持発展させるため、即ち家の祭祀継承の必要上「家のための養子」として始まり、近代産業の発達と交通機関の進歩によって、家族制度が次第に衰微するに及んで「親のための養子」となり、終戦後家族制度の廃止と個人尊重の見地から子の保護を目的とする所謂「子のための養子」と変つてきた。

三、養子縁組の成立要件

1、当事者間に縁組の意志があること

(イ) 禁治産者が縁組の当事者である場合もその後見人の同意を必要としない。

(ロ) 詐欺強迫によつて縁組をした者は、その縁組

幹事 米 沢 愛太郎(青森県会長)
以上を選出、次期総会改選を条件として承認
八、新役員の挨拶(要旨)

代表して清丸会長から諸問題解決の明るい見通しが出来たとき専心努力するので協力願いたい。

九、その他提出案件審議の件

(1)会則案 A、支部代表者案

B、静岡会案



年頭所感

旭川支部長 荒 慶 次 郎

新しい年を迎え謹んで新春のおよろこびと皆様の御繁栄と御健康をお祈り申し上げます。

顧みるに昭和三十九年一月、私は旭川支部長の重責をけがすことになりましたが、当時前任者より引継ぎを受けました際、実は会費滞納者の多いに愕然とした次第でした。会員六十五名、その大半が滞納し、特に一年乃至二カ年の長期のものも少なからずあるという実情を知り、いささか寂寥の感なきを得ませんでした。

行政書士の職責の社会的重要さは今更論するまでもなく皆さんには先刻御承知のところ、それを自覚すればこそ我々は研鑽に励み、社会人として社会に幾分なりとも貢献し得ることに生きがいと喜びを感じて居るであります。

然るにかくられたる闇業者が至るところに跋扈している現状は法治国として誠に恥かしく我慢のならないこととあります。

宛に角支部が融和し結集すること、業務に熱意を燃やして貰うこと、そしてよりを征伐すること、これ

会則は次期総会に提案されるので本案を持返り検討され改正資料とされた。

(2)次期総会々場について

支部長会に一任する。
以上をもって全案件の審議を終了し、五時から会場は別途使用されることとなつており定刻ぎりぎり、且つて見ない和やかな雰囲気うちに閉会した。

が私に課せられた一大試練と覚悟して、爾来二カ年間会長をはじめ執行部の御指導と会員皆さんの御協力を待みとして東奔西走微力を尽して参つた次第であります。広範な地域のこと未だ足跡の及ばない所もありませんが、幸にしてその後会員の皆さんの絶大な御協力を得ることが出来、会員数も漸増して九十名に垂んとし、会費納入の成績も漸次向上して参りまして昨年九月頃既に年度完納者二十名を数え、長期滞納という不名誉を払拭して全く面目を一新するに至りました。

昨秋行政書士法制定十五周年記念式典が札幌で開催されました際、当支部は、支部団体表彰並びに多数の会員が個人表彰を受賞致しましたが、今その感激を新たにし明るい希望をもつて新春を迎えることが出来ました。

本年は二カ年の成果に鑑み、努力の力点を更に会員の融和結集、業務の研修に置く所存で居ります。特に研修会については、従来の農地、戸籍、防犯関係等のみでなく、各方面に渉り書士としての実務資料に重点を置いて業界並びに会の発展に協力致したいと願つて居ります。

(イ) 養子となるものが満15歳未満のときは、その法定代理人が代つて縁組の承諾をする。

(ロ) 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。これは前記2の(イ)の(ロ)と同じである。

(ハ) 夫婦の一方が意志表示ができないときこれは2の(イ)と同じである。

(ニ) 嫡出子は実父母との縁組はできない。2の(ロ)と同じ。

4、届 出

前に説明したように標準様式があつて、市町村役場に用紙が備え付けてある。

(イ) 届出人は養父母と養子である。養子が15歳未満のときは、その法定代理人が代つて縁組についての承諾者となり届出人となる。この場合は届出人欄に養子となる者の住所が書かれないので、その他の事項欄に養子の住所を書いておくこと。

(ロ) 証人二人が必要

この証人のことを保証人と云う人がありますが、保証人と言うと、養子縁組をした後におきた紛争について責任を持たなければならないようにとれますが、そのような意味のものではありません。市町村長は形式的審査権しかないので、書類が完備しておれば、それ以上養親、養子について確かに縁組の意志があるかなどとたずねることはできません。それで双方に縁組の意志があることを確かめて、その証明をつけさせることが必要です。これが証人の役割です。この証人の記名押印があれば当然双方に縁組の意志があるものと判断します。婚姻、協議

(イ) 自己の嫡出子は養子とすることができないが嫡出でない子は、自己の子でも養子とすることができ。

3、養子となる者の資格

(イ) 取消を要求することができる。

(ロ) 原則として法定代理を許容しない。ただし養子となる者が15歳未満であるとき、夫婦が養子となり、又養親となる場合、その一方が意志表示ができないとき、二つの場合は認められて居る。

(ハ) 当事者の一方又は双方にその意志のない場合当事者の不知の間になされた縁組、意志能力欠除の場合の縁組は無効である。

(ニ) 養親となる者の資格

(イ) 成年者であること。未成年者でも婚姻をすれば成年者とみなされるから、婚姻をした後は、養子を迎えることができる。

(ロ) 直系尊属又は年長者を養子とすることはできない。夫婦養子の場合は養父母とも養子夫婦より年長であること。

(ハ) 未成年者を養子とするときは、家庭裁判所の許可を得なければならない。但し自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。直系卑属の中には養親子関係を含む。

(ニ) 後見人が被後見人を養子とするときは、家庭裁判所の許可を得なければならない。

(ロ) 配偶者のある者が養子縁組をするときは、その配偶者とともにしなければならない。但し夫婦の一方の子を他の方が養子とするときは一方だけで縁組をすることができ。

(ハ) 夫婦が養子をする場合、その一方が意志表示ができないときは、他の一方が双方の名称で縁組をすることができ。

(イ) 自己の嫡出子は養子とすることができないが嫡出でない子は、自己の子でも養子とすることができ。

があたり、学齢に達した後のもの、その他法務局上の離縁、離婚等創設的届出の証人は同じ意味です。従って妻の知らない間に夫が離婚届をして居り、後妻から申立により離婚無効の判定が確定したので、妻より証人に対して慰謝料の請求の訴えをして、証人に妻に対して慰謝料の支払いを命ぜられた裁判例があります。証人は双方の意志を確かめてから署名押印すべきです。

イ 添付書類

家庭裁判所の許可を要する縁組には、その許可書を添付しなければならない。この許可書は届書と同数必要ですが、一通はその謄本でよい。この謄本を届出人が作成したときは「この審判書の謄本は原本と相違ない」と書いて記名押印してください。この謄本は届出人の他市町村長が作ってもよい。

縁組の代諾の場合、親権者又は後見人が、親権に服する子、又は被後見人を養子とする場合は、特別代理人が代諾するので特別代理人選任を証する書面の添付を要する。

5、縁組の効力

(イ) 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子たる身分を取得して養親の氏を称する。

(ロ) 養子は、養親の戸籍に入る。但し夫婦が養子となるときは夫婦について、養親の氏になった新戸籍が編製される。

四、養子縁組

養子縁組の制度は、生理自然の血縁関係のないものに(自己)の非適子を養子とする場合は血縁関係はある(人為的に血族と同じ関係を擬制した制度であるから、何等かの事由によって、その当事者の双方又は一方がその関係の継続を断絶せしめたいと思えば、これを消滅させることができる。これが離縁である。即ち離縁は、本人の自由意思に基づき血縁関係を、縁組成立後、一旦人為的に断絶せしめたいと思えば、これを消滅させることができる。これが離縁である。即ち離縁は、本人の自由意思に基づき血縁関係を、縁組成立

(3) その他、縁組を継続し難い重大な事由のあるとき。

4、離縁の効力

離縁の効力発生時期は協議上の離縁は届出の日である。裁判上の離縁の場合は判決又は審判確定の日である。その効力は協議上の離縁も裁判上の離縁も全く同じであって、縁組によって生じた一切の効果を将来に向けて消滅せしめる。即ち

(イ) 養親と養子との間の親子関係の消滅
(ロ) 養子、その配偶者、直系卑属及びその配偶者と養親の血族との間の親族関係の消滅
(ハ) 養子は縁組前の氏に復する。

(ニ) 養子が、継承した祭祀財産は、養方に残さなければならぬ。

(ホ) 縁組前の戸籍に入るのが原則である。縁組当時の父母の戸籍が、例えば筆頭者であった父死亡後母が自己の氏を称する婚姻をした場合のように父母の戸籍が異動があっても、縁組当時とその氏が変わっていないときは、その戸籍に入る。復籍する戸籍が除かれているとき、養子が申出をしたとき、養子に配偶者があるときには新戸籍が編製される。

5、届出人

協議上の離縁は——養親及び養子
養親死亡後の離縁は——養子
裁判上の離縁は——訴を提起した者
であるが、養子が15歳未満のときは、養子の離縁後にその法定代理人となるべきものである。前述の協議離縁で述べたことをも含めて具体的な例によって整理してみますとつぎようになります。

(イ) 実父母の双方がいるとき——実父母
(ロ) 実父母の一方がいるとき——その者
(ハ) 実父母が離婚しているとき

後に発生した事由によって、将来に向けて、その効力を消滅せしめる制度である。

離縁には

(1) 縁組の当事者の協議による離縁、これを協議離縁と云う。

(2) 養子の一方的意志による離縁

(3) 法定の離縁原因がある場合に縁組当事者の一方から訴の方法によって行なう裁判上の離縁がある。この中で(1)(2)は創設的届出、(3)は報告的届出である。

1、協議離縁

(1) 養親と養子の間に離縁についての意志の合致があるときに協議離縁をする。

(2) 養子が15歳未満のときは、養子の離縁後にその法定代理人となるべき者(通常は実父母、後見人又は特別代理人)が養親と協議する。この場合に養子の父母が縁組後に離縁しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後に親権者となるべき者と定めて、その者が協議者となる。この場合に離縁している父母の協議が調わないとき、又は一方が所在不明等で協議ができないときは、家庭裁判所で協議に代わる審判をしてもらって、その者が協議者となる。養子の離縁後の法定代理人となるべき者がいないときは、家庭裁判所に申立て離縁後に後見人となるべき者を選任してもらって、その者が離縁協議者となる15歳未満の養子が更に縁組によって、他の養子となつている場合の離縁協議者は、その直前の養父母と現養父母である。この離縁協議者は届出人になりますので届出人のところでも説明します。

(3) 養親又は養子が夫婦である場合の離縁
養子が夫婦である場合、即ち夫婦で養子となる

① 縁組前に離婚しているときは、離婚の際に定められた親権者
② 縁組後に離婚しているときは、父母が協議で定めたもの

(イ) 実父母が死亡しているとき——後見人
(ロ) 養父母が離婚しているとき(親権者養母)
① 養女と離縁するときは、養母
② 養母と離縁するときは、後見人
③ 養父母双方と離縁するときは、実父母及び生存養親

(ハ) 養父母の一方が死亡しているとき
① 死亡養親と離縁するときは、生存養親
② 生存養親と離縁するときは、後見人
(ニ) 養父母の双方が死亡している場合は、一方のみと離縁するときも双方と離縁するときも、後見人

6、証人は二人、届出の通知は一般届出の原則の通りであるが、添付書類の中で、前述届出人の項の(イ)の場合には協議書を、家庭裁判所でこの協議に代る審判をうけたとき、後見人選任の審判をうけ、その親権者又は後見人となるべきものが届出をするときは、その審判書の謄本の添付を要する。前述の協議書は親権者指定届として、離縁届と同時に提出せしめ、離縁届その他の事項欄に「親権者指定届を同時に提出した」と記載させる。離縁届その他の事項欄に離縁後の親権者指定に関する記載をさせて親権者指定届を省略することはできない。

7、その他

後程又追完のところでも詳述しますが、権利のないものから届けられた届書が誤って受理され戸籍に記載された場合に、追完届で、これを有効にすることができるところがあるが、これは法務省民事

ったとき、又は養子が同じ養親の他の養子と婚姻したときは、養子夫婦の一方のみでも離縁できる。しかし養親が夫婦の場合には養親双方が共同してのみ離縁することができ、養父母が離婚しているとき、又は一方が死亡しているとき、若しくは養親の双方が死亡している家庭裁判所の許可を得て離縁するときは一方のみと離縁することができ、

2、養子の一方的離縁

縁組当事者の一方が死亡しているも、死亡当事者を通じて他の者との法定血縁関係は解消することなく、また養子の氏及び戸籍の変動もない。これ等の身分関係を解消するために、新民法は養親死亡後においては、養子のみの意志によって、家庭裁判所の許可を得て一方的に離縁することを認めている。しかし、これと反対の場合、即ち養子が死亡した場合は、養親から一方的になされる離縁は認めない。

この離縁は養親が死亡しているもので協議上の、離縁ではないが、届出によって効力を生ずる創設的届出である。家庭裁判所の許可を得ても、届出をしないと、その効力が生じない。また許可を得ない届出を市町村長が誤って受理したときは離縁の効力が生ずる。

3、裁判上の離縁

養親又は養子は、つぎの場合に離縁の訴えを提起することができる。養子が15歳未満であるときは、離縁後に養子の法定代理人となるべき者が原告又は被告となる。

(イ) 他の一方から悪意で遺棄されたとき。
この場合は養子が養親を遺棄したときも、離縁原因となる。
(ロ) 養子の重篤な病状が三年以上明かでないとき。

届の通達、回答等によって具体的に、この場合はできる。又この場合はできないと云うように一々違うので纏めて説明はできませんが、この追完届で権利のないものからの届出を有効にする方法が養子縁組、離縁に最も多くあります。戸籍謄抄本をこらんになつて縁組或は離縁当時養子が既に15歳以上になっているのに本人が届出をしないで法定代理人から届出であるもの等を発見されましたら、市町村の戸籍係と連絡されて追完届を提出させるようにしてください。

会務報告

◆ 第四回実行委員会

- 一、日時 昭和40年11月2日 午後2時より
- 一、会場 札幌市北1西2 産業会館
- 一、出席 渡辺会長外委員11名
- 一、委員会議事
- 1、経過報告
藤山委員より法制定15周年記念大会並びに式典の実施経過報告があつてこれを承認。
- 2、決議報告
右の大会並びに式典経費の決算について藤山副会長より報告
実委としては経費赤字はやむを得ぬものと認め、常任理事会に於て整備し次総会に報告承認を求めると。
- 3、事後反省
① 大会並びに式典実施目的について
全会員参集の機会を作れとは地方の集會に出る度に聞く声であつたが期待外れであつたこと、しかし予期した目的は大體成功と見てよいこと。

があつたり、学齡に達した後のもの、その他法務司
 ② 経費赤字について
 出席会員が少なかつたことが大きな原因である
 こと。出欠は必ずとるべきであつたこと。
 ③ その他
 総会毎に表彰(一回5乃至6人程度)を行なう
 を可とすること。
 清九連合会会長の本大会に対する印象はどうか
 等

◆第六回常任理事会

昭和40年12月22日 辰美にて
 渡辺(会長) 佐藤、藤山、岸川(副会長) 森口、森
 平、関根、横路、成沢、有馬(常任理事) 山木(監
 事) 吉成、吉崎(職員) 以上13名出席
 一、午後4時開会
 二、議 事
 1、日行連八支部代表者会議並びに臨時総会出席報
 告。藤山副会長より右会議の経過報告一別項出席
 報告参照一あつて承認
 2、非行政書士防止対策について
 佐藤、藤山両部長より本案について大要次のよ
 うに説明協力を求められる。
 ① 非行政書士の取締については、会員よりの情
 報や、機に応じて行動を開始していること一別
 項「非行政書士防止対策について」参照
 ② 会員よりの情報は概して抽象的であるため処
 理出来ない場合が多いこと。特に会費を請求す
 る毎に非行政書士を強力に取締れと訴えて来る
 者の多くは頗る抽象的であること。
 ③ 今後出来るだけ具体的な調査報告をするよう
 会報を通じて会員の協力を求め、又会報を通じ
 てその処理経過を報告するよう致したいこと。

2、諸官庁へ陳情 6月28日
 渡辺(会長) 藤山(副会長) 佐藤(同) 森口(常
 任理事) 森平(同) 成沢(同) 有馬(同) 等の本
 部役員は道の地方課、農地調整課、宅地課及び石
 狩支庁総務課を歴訪して業務侵犯による各地会員
 の苦悩を陳情して、これが防止対策上立入り検査
 による実態の把握、指導取締り等について懇請し
 た。
 三、未入会者指導
 1、入会勧誘
 行政書士試験合格者及び行政書士登録者に対し
 てはその都度文書を以て行政書士制度について諒
 解を求め入会を勧誘した。
 2、道より支庁への通達 8月4日
 未入会者の発生防止について
 ① 開業の意志のない者の登録を認めないこと。
 ② 開業する者は入会すること。
 ③ 違反者の登録をまつ消すこと。
 等を十分徹底せしめるよう。
 (イ) 文書を以て或は
 (ロ) 立入検査等によって
 指導し処理するよう、道総務部長より各支庁長へ
 通達された。
 四、不動産業者に対する違反防止対策
 1、全道の宅地建物取引業者に公書をもって自粛す
 るよう警告
 別項「行政書士業務の違反防止について」参照
 2、渡辺、藤山正副会長は道の建築部長、農地開拓
 部長総務部長を歴訪して、特に不動産業者の違反
 防止についての指導監督を要請する公書を提出し
 て懇談した。8月25日
 五、類似看板掲示の非行政書士の指導
 1、札幌支部B会員より 11月9日付

出前であつて、(一)月二つ(二)月三つ、(三)月四つ

④ 最近の情報に基づいた陳情書をもって近く道
 警本部へ出頭し、最近の情報について又既に訴
 願して未解決の問題について陳情し地方警察署
 の督励方を要請する予定であること。
 ⑤ 最近苦情の多い食品衛生協会の問題について
 は、さきに道へ陳情したところ、近く道を交え
 た三者会談することになったので出席を考慮
 してほしいこと。
 以上について説明会員の諒承を得た。
 なお、岸川(副会長)氏より
 会費滞納は本意でなく忘れていた場合が多いの
 ではないか、会報に折り込みにして未納分を知
 らせるように希望すること。又、さきに本部へ
 報告してある小樽の業務侵犯関係の問題点につ
 いて説明あり。
 3、退職金、年末手当等支出について
 例年に物価上昇を加味することとし会長に一任
 4、予算更正について
 本案について審議承認決定
 三、午後六時閉会
 四、引続き忘年懇親会に移り八時頃解散
非行政書士防止対策について
 本項は、会員よりの情報及び本部の調査に基づき、
 主として昭和40年度に処理したものを整理して簡単に
 まとめたものである。
 一、警察署へ訴願二件
 1、その一
 (イ) 5月4日H会員より
 網走郡東藻村農業協同組合が不当誘致行為で
 行政書士業務を侵害している。
 (ロ) 5月28日網走警察署へ
 左記二名は類似看板を掲示して行政書士の業務
 を行なつて居る。
 建設業の登録官庁及び労務管理の看板掲示
 市内南11西8 平 田 敏 雄
 司法書士の外に行政書士の看板掲示
 市内南4西8 阪 井 秀 明
 2、S司法書士に対しては札幌司法書士会を通じて
 入会を勧誘し、平田労務管理士に対しては公書を
 もつて行政書士開業までの手続について説明し、
 警告した。11月18日
 (S司法書士はその後入会した)
 (次の文書を宅建取引業者に送り自粛を要望)
行政書士業務の違反防止について
 昭和三十九年十月一日から行政書士法の一部を改正
 する法律が施行になりまして、官公署に提出する書
 類、その他権利義務または事実証明に関する書類等の
 作成は、行政書士として登録し、かつ行政書士会に入
 会している行政書士以外の者は、たとえ正当の業務に
 附随する業務といえどもこれを行なうことができませ
 ん。これ等行政書士でない者が行政書士業務をする
 と処罰を受けることになって居ります。
 本会は改正法の施行を機会に昨年九月三十日付で、
 違反防止について協力方をお願い致しましたので、御
 配慮を賜つて居ることとは存じますが、最近道内各
 地の会員からの通報によりますと、行政書士でないも
 のが類似の名称を用いたり、公認業務の如く詐称して
 各行政官庁に提出書類を作成している者が、特に土地
 分譲会社、宅地建物取引業者間に相当するようであり
 ます。本会としましてはかかる違反犯者に対して
 は、現在及び将来行政書士法第十九条の違反の勧告
 或は調査報告により、国民(依頼者)の正常な法律生
 活に悪影響を及ぼし、迷惑、損害を与え、法禁止行為

右の違反容疑について取調方訴願し、正常なる
 行政書士制度確立のため協力を懇請した。
 2、その二
 (イ) 29年12月15日T会員より
 紋別市北浜町非行政書士二宮某は行政代行事務
 所を設け職安関係の失業保険事務手続一切を代行
 している。
 (ロ) 29年12月21日T会員宛照会
 右二宮氏の違反行為について具体的事実の調査
 報告依頼。
 (ハ) 40年8月1日T会員より
 二宮氏の住所氏名、事務所開設の時期業務内容
 等についての具体的事実、特に水産加工場を主体
 として失業保険事務手続一切を代行し、多額の不
 当収入を得ているその具体的数字等。
 (ニ) 8月19日 紋別警察署へ
 右違反容疑者に対し事実取調べの上嚴重処置方
 を要請
 二、諸官庁へ指導取締り要請
 1、情 報
 その一 5月10日 S会員より
 室蘭市の不動産業者が農地法第四、五条申請書
 等の作成提出を代行し、農業委員会は之を受理し
 ている。
 その二 5月10日 H員より
 枝幸郡歌登町の司法書士某は拾年間に亘り行政
 書士業務を侵犯している。
 その三 6月22日 匿名会員より
 札幌市に於ける食品衛生協会の事務員が関係申
 請書の作成提出を代行しているばかりでなく、関
 係外の床屋の申請まで代行して不当の料金をとっ
 ている。
 皆様に於かれましては、行政書士法の改正趣旨を充
 分ご理解下さいまして、行政官庁の諸願手続書類の作
 成は、公認行政書士への委嘱によって迅速適正な事務
 処理をなさるようご留意と、非行政書士の排除に特段
 のご支援ご協力を賜りますよう、ここに重ねてお願
 い申し上げる次第であります。
 (御参考事項)
 行政書士法第十九条 行政書士会に入会している行
 政書士でない者は、業として
 第一条(業務)に規定する業
 務を行なうことができない。
 同 法 第二十一条 第十九条第一項(非行政書士
 等業務禁止)の規定に違反し
 た者は一年以下の懲役又は一
 万円以下の罰金に処する。

実務資料

印紙税のしおり(その一)

一、印紙税は
 財産権の創設、移転又は消滅すべき証書、帳簿及び
 財産権に関する追認又は承認を証明すべき証書を作成
 して、これを使用するときに、作成者が自分で納税し
 ていただくことになっております。
 二、納税義務者は
 印紙税を納めなければならない人は、三にのべる証
 書、帳簿を作成する人です。
 1、「作成」とは課税されるべき証書、帳簿を作つて
 必要事項を記入し、これに署名又は捺印をしたらう

え、これを行使用することと解されています。

2、作成者が二人以上の場合、連帯して納税義務を負うことになりませんが、その中の一人が納税すれば、その他の人の納税義務は消滅することになります。

3、「官公署と民間とが連署によって作成する証書、帳簿」については、民間が保存する証書、帳簿は便宜官公署の発するものとみなして印紙をちょう付する必要があるませんが、官公署の所持するものは民間が発行したものととして印紙をちょう付する必要があります。

三、課税されるもの及び税率は

印紙税の課税される証書、帳簿とそれに対する税率は、別表のとおりです。(別表は次号に)

(注)

一、別表に掲げた税額は、証書については一通ごとの、帳簿については付込期間一年以内のもの納税額です。従って、帳簿は最初に記入してから一年を経過した次に書き込むときに、再び一年分の税額を納付しなければなりません。

二、「以上」「以下」「未満」及び「こえるもの」の意味は、たとえば、三千円以上又は三千円以下という場合には三千円ちようどを含みますが、三千円未満とか三千円を超えるものという場合には、三千円ちようどを含みません。

三、「……」に関する証書とは、その契約の成立を証明する証書という意味です。従って、たとえば請負契約を取り消すことをきめた証書は請負に関する証書には該当せず、第三十一号証書として取り扱われます。

四、第三十一号証書のうちで主要なものには、次のものがあります。但し、表題がこれらの名称を用いたものを含みます。その内容は以下のとおりです。

(一) 「工事項負入札書」は単なる請負の申込書と認められずから課税されません。

3、物品切手関係(記載金五十円未満は非課税)

(一) 贈券券、図書券、茶葉券、クリスマスパーティー券、いずれも物品切手(第六号証書)として課税されます。

(二) 謝恩券、得意先に対する謝恩券等で、物品を給付することを内容とするものは物品切手として、又、金銭又は宿泊等サービスの給付を内容とするものは、第三十一号証書として課税されます。

(三) 記念品引換券 原則として課税されますが、証書性のとほしいもので、単に整理の目的で発行されるものは課税されません。

(四) 抽せん券

発行当時においては権利の内容が未確定ですから課税されません。

4、寄託に関する証書関係

株券の保護預りの際の預り証及び修理品を単に預ったことだけを記載した預り証などは寄託に関する証書(第二十三号証書)として取り扱われますが、株券の名義書換えのための預り又は修理品についてその引渡し予定年月日及び修理代等を記入したものは、第三十一号証書として取り扱われます。

6、承認に関する証書関係

取引代金決済の際、領収書と引換えに得意先から交付を受ける支払済証明書については、原則として課税されませんが、これに買掛金残高を証明しているもの

も、第三十一号証書として取り扱われないものもありますから注意を要します。

○物品又は有価証券の売買契約書、○物品売買の注文書、○特約店代理店契約書、○月賦購入券又は買物クーポン券、○販売物品の保証書、○仕立券、○配当金額領収書、○債権譲渡証書、○株式引受書

四、印紙税法において特に注意を要する点は

1、「同一内容の証書数通を作成した場合」は、その証書の各通ごとに課税されます。

2、「写、副本又は謄本」に対しては、課税されませんが、これらの表示がしてあっても、本文中に署名又は捺印等のあるものは、その効力が正本と同様であると認められますので、原則として課税されます。

3、「仮証書」と称するものであっても、実質的に財産権の得喪、変更等を証明するものは、後日正式の証書等が作成される場合であっても課税されます。

4、「財産権の創設……を証明すべき証書」の「証明すべき」という語は「証明する目的をもって作成された」と解されています。従って、証明する目的をもって作成されたものでないことの明らかなもの、たとえば単なる整理の意味で発行されるもの(食堂の窓口で発行される食券、劇場などの窓口で発行される下足札など)単なる通知文書と認められるもの(公認会計士などその財産権に直接関係のない第三者に対して発行するものなどはたえ財産権の創設などに関係があっても課税になりません。但し、証明以外の目的を主目的とするものであっても、あわせて証明目的をもってしているものは課税されます。

5、「契約金額を増減する証書の記載金額」は次のとおりです。

1、「同一内容の証書数通を作成した場合」は、その証書の各通ごとに課税されます。

2、「写、副本又は謄本」に対しては、課税されませんが、これらの表示がしてあっても、本文中に署名又は捺印等のあるものは、その効力が正本と同様であると認められますので、原則として課税されます。

3、「仮証書」と称するものであっても、実質的に財産権の得喪、変更等を証明するものは、後日正式の証書等が作成される場合であっても課税されます。

4、「財産権の創設……を証明すべき証書」の「証明すべき」という語は「証明する目的をもって作成された」と解されています。従って、証明する目的をもって作成されたものでないことの明らかなもの、たとえば単なる整理の意味で発行されるもの(食堂の窓口で発行される食券、劇場などの窓口で発行される下足札など)単なる通知文書と認められるもの(公認会計士などその財産権に直接関係のない第三者に対して発行するものなどはたえ財産権の創設などに関係があっても課税になりません。但し、証明以外の目的を主目的とするものであっても、あわせて証明目的をもってしているものは課税されます。

5、「契約金額を増減する証書の記載金額」は次のとおりです。

支部だより

小樽支部連絡協議会状況報告

一、日時 10月23日 午後一時より

一、場所 小樽市銀鱈荘

一、出席 会員16名、本部より渡辺会長、藤山副会長

一、開会

1、開会の挨拶

細井支部長及び渡辺会長の挨拶

2、表彰状の伝達

法制定15周年記念式典に欠席した当支部受賞会員に対し支部長より伝達

3、会務報告

細井支部長の会務報告に引続き、関連事項について藤山副会長より報告あり

4、協議

非行政書士対策、業務研修、会の運営等について協議並びに質疑応答

一、閉会

一、記念撮影及び懇親会

業務研修会状況報告

旭川支部長 荒 慶次郎

一、日時 11月5日 午前9時より

一、場所 旭川市労働会館二階会議室

一、出席 会員37名、本部より渡辺会長、森口理事、今村空知支部長

ように取り扱われます。

(一) 増加額だけを記載したものは、その額が記載金高となります。

(二) 増加前の額と増加額との双方又はその合計額が記載されているものは、その合計額が記載金高となります。

(三) 減少額だけ記載したものは、記載金高ない証書として取扱われます。

(四) 減少前の額と減少額との双方又はその差額が記載されているものは、その差額が記載金高となります。

五、まちがいの多い証書は

一、消費貸借に関する証書関係

(一) 消費貸借の予約証書は、第三十一号証書に該当します。

(二) 消費貸借の債務金額の変更を証する証書は、消費貸借に関する証書に該当します。

(三) 借入金受領書に、その償還期限及び利率等を併記する場合は、消費貸借に関する証書として取り扱われます。

二、請負に関する証書関係

(一) 請負と売買との区別は、その契約の重点が仕事の完成にあるか、目的物の所有権移転にあるかによって分れますが、具体的な取り扱いは次のようになります。

(1) 請負として取り扱われるもの(第三号証書)

(ア) 建物その他代替性を有しない物(たとえば、特定機械等)の製作又は物品の修理を内容とするもの。

(イ) 注文者から提供された材料による一定物品の製作又は修理を内容とするもの。

(ウ) 目的物の所有権を移転するとともにその物を一定の期限内に取り付けることを内容とするもの

旭川支部長より開会の挨拶並びに講師の紹介

一、開講

一、綿引講師の農地法関係講義(9時10分より)

農地法第三、四、五条の適用について

特に旭川市及びその周辺関係の農地申請書記載方法について

2、沢田講師の戸籍法関係講義(10時50分より)

前回(昨年11月の研修会)行なった戸籍法の講義の続きとして、戸籍法と民法、相続法、憲法等との関係、及び戦前戦後の取り扱いの相異等について

3、菅原講師の防犯関係の講義(午後1時より)

警察署に提出する風俗営業の願書の取り扱い、銃砲刀剣、古物商、質屋営業等諸申請書類の書き方について

以上三講師各一時間半に亘り詳細な講義をなされ、講義後は活潑な質疑応答が行なわれた。

一、その他

1、表彰状の伝達(午後2時40分より)

法制定15周年記念式典に欠席した当支部表彰受賞会員林寛守外九名に対し渡辺会長より表彰状並びに記念品の伝達

2、懇談(右伝達に引続き)

会の運営に関し、渡辺会長、森口、今村、両支部長より、夫々の立場からお話があり質疑応答があった。

一、閉会

荒支部長より謝辞があり閉会

一懇親会

研修会終了後往復バスを利用し一同打ち揃って神居町観音台団地の観音ハウスの懇親会に移行し、盛會裡に午後六時散会。

◆入会者

- 高橋 利夫 千歳郡惠庭町大町
- 谷岡 武博 札幌市南1西12
- 西川 勇松 江別市野幌町73の13
- 白石 貢 札幌市南10西13
- 湯井 泉清 札幌市白石町平和通12
- 坂井 秀明 札幌市南5西8
- 平沢 静江 小樽市石山町24
- 日下部 豊 上川郡当麻町市街1区
- 三井 隆信 上川郡神楽町南1の4
- 池田 藤三郎 士別市西1の2
- 島貫 春吉 中川郡中川村字中川
- 山田 行雄 名寄市西4北2
- 中村 栄藏 札幌市大字船泊村字フシヨシナイ
- 白鳥 三平 有珠郡伊達町字鹿島町15
- 竹内 芳正 虻田郡虻田町字旭町5
- 阿部 勇 帯広市西4南9
- 米森 順治 中川郡本別町字本別

◆行政書士試験の合格者

27	向井 誠一	59	山上 正治
26	谷金 昭二	57	黒田 省三
25	谷口 新弘	56	今井 清美
24	田中 勝哉	51	岩谷 清功
23	佐藤 平八郎	50	賢塔 正次
22	成田 秀夫	49	高橋 盛次
21	大堀 慧子	48	細川 和子
20	早坂 輝雄	47	細川 泰吉
19	吉田 輝雄	46	佐藤 順吉
18	久保 昭吾	45	菅原 重蔵
17	広本 弥平次	44	清野 重蔵
16	山根 義弘	43	小原 健栄
15	若林 節雄	42	川瀬 知江子
14	入賀 清一郎	41	瀬戸 吉広
13	長井 元治	40	米森 正之
12	湊井 均志	38	高林 敏男
11	中世古 清志	36	林 春一
10	宮岸 康治	35	菊地 恭一
9	仲内 貞吉	33	小沢 康次郎
8	高木 茂実	32	藤村 智章
7	石黒 丈士	31	藤村 智章
6	石黒 丈士	30	藤村 智章
5	石黒 丈士	29	藤村 智章
4	石黒 丈士	28	藤村 智章
3	石黒 丈士	27	藤村 智章
2	石黒 丈士	26	藤村 智章
1	石黒 丈士	25	藤村 智章

◆転出入者
細木 貞次 釧路市花園町7の1
(以上釧路支部12月入会)

◆死亡者
松田 友弥 11月網走支部より札幌支部へ転入
大橋 佐七 旭川支部より札幌支部へ転入
両国 男二 旭川支部、12月8日死亡
斎藤 福次郎 室蘭支部、4月死亡、12月届出

◆退会者
斎藤 好富 病氣休業11月退会(札幌支部)
佐藤 武 廃業 12月退会(〃)

◆処分退会者
大村 ヨシ 会則第58条第2項該当(宗谷)
長田 久治郎 昭和40年9月限り退会(〃)
飛沢 吉太郎 同(網走)
米沢 啓太郎 同(室蘭)
阿部 鉄夫 同上により(空知)
浪内 久雄 同(〃)

◆休業
小林 芳三 病氣のため当分休業(空知)
近田 三夫 昭和41年10月迄休業(旭川)

◆事務所変更
石道 政治(新)札幌市大通西15
谷本 宏(新)帯広市西1南8の3

◆町制施行の二村

次の二村は昭和41年1月1日より町となる。
奥尻郡奥尻村(松山支庁)
上川郡東神楽村(上川支庁)

79	南郷 曉四郎	98	高橋 春蔵
77	山本 沢吉	97	富樫 幸一
75	吉沢 裕明	94	浅野 清信
71	鶴野 宏美	93	山本 和彦
70	山谷 金蔵	91	藍沢 稔
68	小野寺 浩	90	大淵 博
67	佐藤 紀夫	88	堤 志郎
65	杉本 隆弘	84	車谷 芳太郎
64	畠中 博	83	舟田 正義
63	鈴木 勘之助	82	井上 章二
62	山崎 昭男	81	藤田 泰明
60	伊藤 俊文	80	藤田 泰明

◆良書推せん
例解不動産登記申請手続
実務手引書として今般東京部大成出版社より発刊されました。日行連推奨
希望者には本会でお取次致します。
定価 二、〇〇〇円(送料実費を要す)
△斡旋物賃借表
本誌に挿入してあります。



◆行政書士登録者
石狩部年 西川 勇松 入会
第三七号 福井 勝一郎 札幌市北37東2
第三八号 沢田 千代太郎 入会
第三九号 中野 政一 札幌市北23東1
第四〇号 児玉 三一 札幌市水車町9の76
第四一号 白石 貢 入会
第四二号 三川 辰太郎 函館市亀田町
渡島部年 第四号 白岩 司 八雲町字落部
第五号 白岩 司 八雲町字落部
第六号 工藤 山太郎 七飯町字木町
松山部年 第七号 鏡 寿市 松山郡上ノ国村字上ノ国
上川部年 第七号 氏家 則雄 旭川市緑町22
留萌部年 第二号 寺井 利恵 留萌市見晴町1
網走部年 第二号 二宮 重雄 紋別市北浜町1
胆振部年 第五号 山本 清吉 入会

◆行政書士登録まつ消者
工藤 長 蔵 留萌市本町3の40
法第7条第4号該当
昭和40年10月22日まつ消
高橋 貢 登別町字登別67
法第7条第3号該当
昭和40年10月3日まつ消

会務日誌

11月2日 入会・高橋利夫(札幌)
第四回実行委員会
産業会館にて午後一時より渡辺会長、森口委員長以下12名出席し、記念式典実施後の残務について協議し任務完了した。
4日 入会・日下部 豊(旭川)
事務所移転、谷本宏(十勝)
6日 旭川支部業務研修会
本部より渡辺会長と森口理事出席
12日 日高支庁当局のご協力
未入会者指導上参考のため、本会会則並びに会員名簿の要求あり、即日送付
13日 吉崎光子氏着任
中林元事務員の後任として本日より執務
17日 転入・大橋佐七(旭川より札幌へ)
登記申請人の代理行為の可否について
右は司法書士法に基づいて判断すべき問題
と史料する旨空知支部長よりの照会に回答
経理部長代理を置く
経理部長代理を有馬理事に委嘱
経理事務引継完了
有馬経理部長代理立合吉崎、中林新旧事務員経理事務の引継を了す
臨時監査会並びに部長会
山木監事による監査終了後、渡辺会長の司会で部長会(佐藤、藤山、有馬の三部長)に移り、空知支部の会費滞納者二名の処置(決定)札幌支部の会費免除申請者(手続不備)について協議した。

があつたり、学齢に達した後のもの、その他去務員

出向であつても(引継ぎ)の経理、事務、記録等

入会勧誘

元会員矢萩氏(網走)に再入会を

事務管理士平田氏(札幌)に入会を勧誘

19日 入会・谷岡武博(札幌)

20日 退会通告書発送

会則58条2項該当者、宗谷一、網走一、室

29日 喜多支部長来所

会費の集金及び督促状況について連絡

支部総会の開催要請

釧路、室蘭両支部長へ早急に総会を開催す
るよう要請し同時に釧路、胆振両支庁当局
にその援助方についてお願いした。

30日 会員移動通知発送

12月1日 入退会

退会・斎藤好富(札幌) 病気のため
入会・中村栄蔵(宗谷) 西川勇松(札幌)

三井隆信(旭川) 池田藤三郎(旭川)

阿部 勇(十勝) 米森頤治(十勝)

4日 会報十一月号発送

6日 会費納入調書発送、行政書士試験合格発表

7日 入会・坂井秀明(札幌) 島貫春吉(旭川)

退会・佐藤 武(札幌) 廃業

8日 死亡・斎藤福次郎(室蘭) 未亡人より連絡

9日 死亡・両国男二(旭川) 支部長より連絡
藤山副会長道外出張
日行連八支部代表者会議並びに臨時総会出
席のため静岡県へ

13日 内容証明会費催告書発送
藤山副会長帰札
第六回常任理事会開催通知

12月15日 入会・平沢静江(小樽)

21日 臨時監査会

渡辺会長、藤山、有馬両部長出席して、会
計監査及び昭和40年度予算更正について協
議

22日 第六回常任理事会

辰美に於て午後4時より、会長以下13名
出席、藤山副会長による日行連八支部代表
者会議並びに臨時総会状況報告及び本年度
の残務について協議決定した。

27日

入会・白石三平(室蘭) 竹内芳正(室蘭)

細木貞次(釧路)

喜多支部長来所
会費の集金状況について連絡
会員移動通知発送